

香美市協働推進計画（素案：第 4 回委員会用）

—輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり—

令和 4 年 11 月

高知県香美市

目 次

1	計画の概要	
	(1)計画策定の背景と趣旨	1
	(2)計画の位置づけ	2
	(3)計画の期間	2
2	用語の定義	3
3	協働の領域と形態	
	(1)協働の領域	5
	(2)サービス提供における取組形態	6
	・協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)	7
4	現状と課題	8
5	基本方針と取り組み	10
6	協働のまちづくりの推進に向けて	15

資料編

- ・香美市協働のまちづくり条例
- ・香美市協働のまちづくり条例施行規則
- ・第4期香美市まちづくり委員会名簿

1 計画の概要

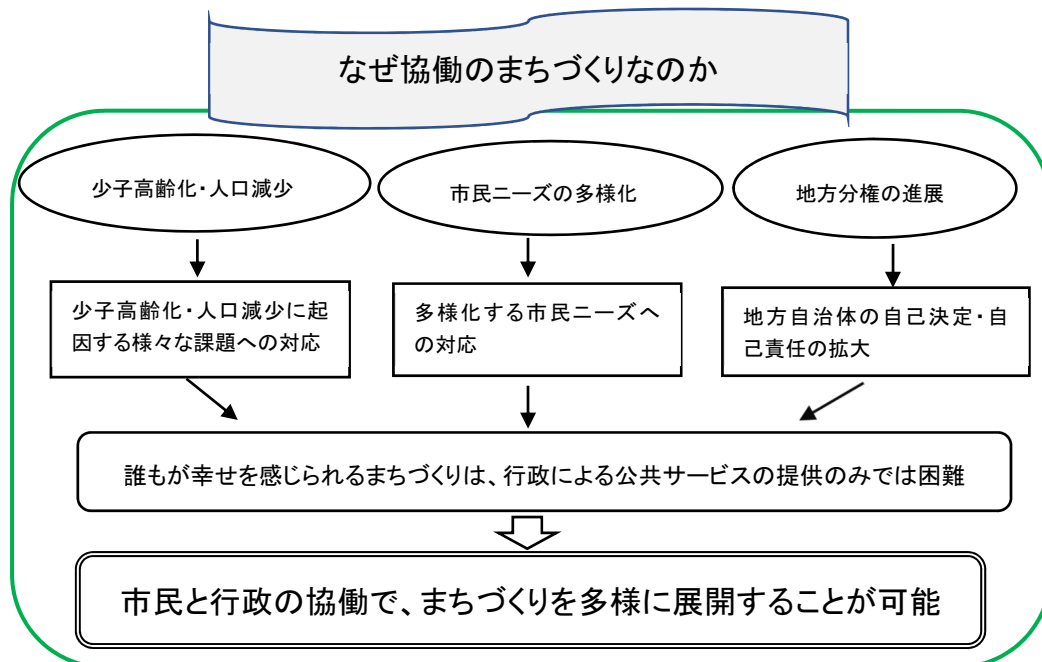
(1)計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少などによるライフスタイルの変化で、地域課題は複雑化、多様化しています。地方分権の進展にともない、どのようなまちづくりをしていくか自治体自ら選択できるようになり、同時に責任を持つことが求められています。

本市においても、市民が求める幸せや豊かさは多様化しており、地域や現場の事情に沿った、よりきめ細やかな対応が必要です。

こうした状況に対応し、誰もがここで暮らす喜びや幸せを感じるためには、多くの市民がまちづくりの当事者として、感性や経験をまちづくりにいかすことができる環境整備と、市民と行政が共に行動する「協働」を推進することが必要です。

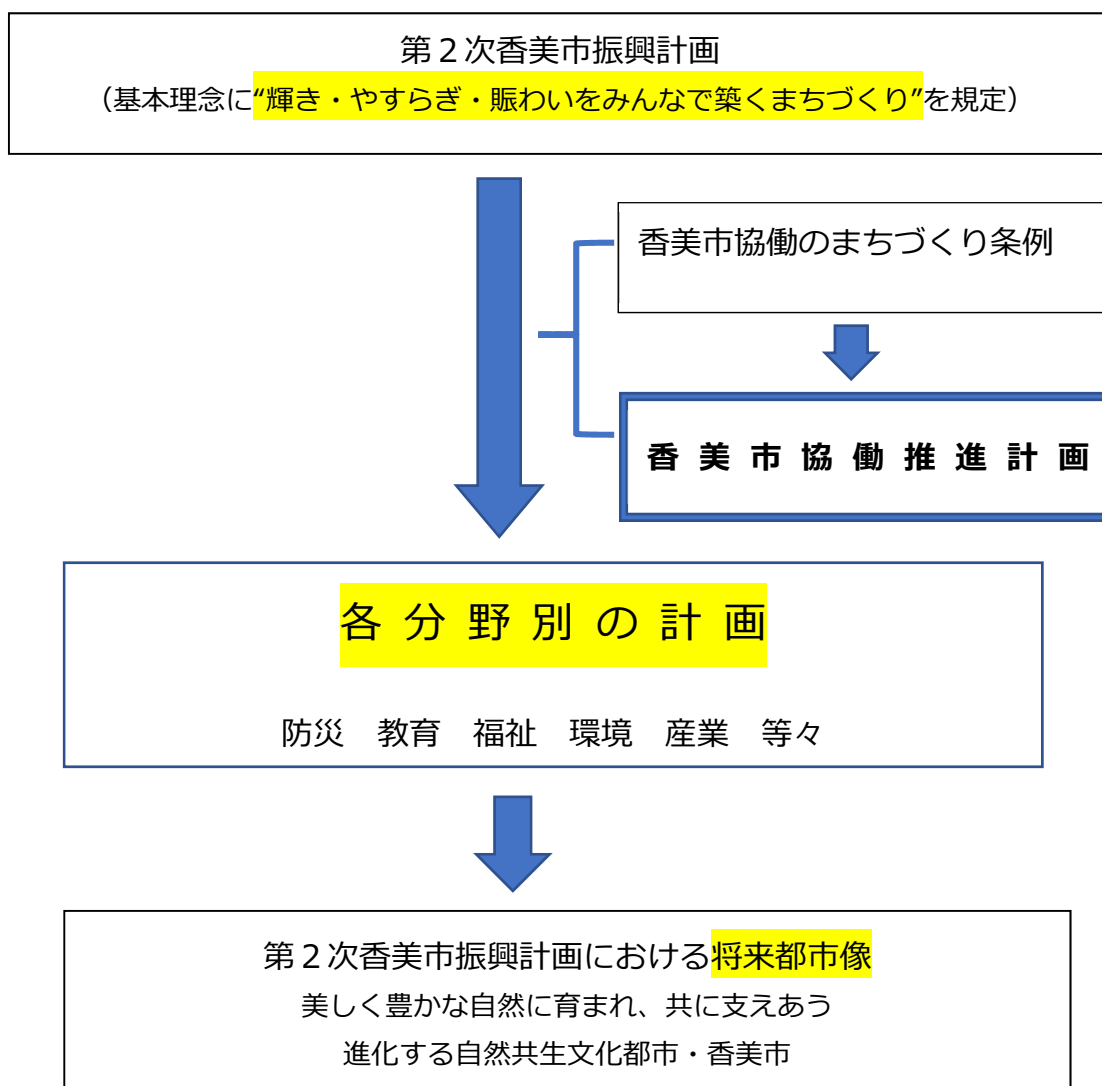
本計画は、その取り組みを推進するために、香美市協働のまちづくり条例第11条の規定に基づき、定めるものです。



(2)計画の位置づけ

本計画は、第2次香美市振興計画を上位計画としています。

本計画に掲げる「協働」の取り組みは、各分野の計画の理念に通じるものと位置付け、この積み重ねにより、第2次香美市振興計画における将来都市像の実現を目指します。



(3)計画の期間

本計画の期間は、第2次香美市振興計画の終期に合わせ、令和5年4月から令和8年3月までとし、期間終了時に見直すものとします。

2 用語の定義

協働

まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、対等な立場で相互に補完しながら共に行動することをいう。

(香美市まちづくり条例第2条第4号)

・まちづくり

市民が共同で、あるいは地方自治体と協力して、住みよく魅力ある「まち」を創り上げていくさまざまな活動を指します。その活動は、道路や施設などのハード面の整備だけでなく、地域の魅力や活力を高めるための環境づくりやコミュニティの形成、健康づくり、社会福祉や教育の振興など、幅広いソフト面の活動を含みます。

・対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、それぞれが主体性を持ち、上下関係などがないことをいいます。

・相互に補完

年齢、性別、職業などによる、さまざまな考え方の違い等について共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うことをいいます。

市民

市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人、市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体、市内で活動する人及び法人その他の団体をいいます。

市

市長及びその他の執行機関をいいます。

参画

市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいいます。

地域コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいいます。

地域住民

地域コミュニティ内の市民をいいます。

パートナー

相互の信頼に基づく対等な協力、提携の関係をもった相手をいいます。

NPO 法人

NPO (Non Profit Organization の頭文字を取った略称) とは、営利を目的としない民間の組織や団体のことで、ボランティア団体をはじめ、公益を優先し、利益を目的としない幅広い民間団体を指します。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が、「特定非営利活動法人 (NPO (法人))」です。

3 協働の領域と形態

(1) 協働の領域

		広義の協働				
		市民主導	協力	行政主導		行政主体
市民主体		公共サービスにおける協働 (狭義の協働)			(参画)	行政主体
	市民が責任をもつて独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力し合いながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市の政策策定・評価時に市民が参画する領域	市が責任をもつて独自に活動する領域
協働の形態	『自治会と防災会が協働』 『企業と自治会が協働』 『社協と住民が協働』	補助 助成 後援 実行委員会 事業協力 情報共有	共催 実行委員会 事業協力 情報共有	委託 指定管理 実行委員会 事業協力 情報共有	参画 住民提案	(例) ・各種公共事業 ・施設整備事業 ・行政処分
事業例	・防災訓練 ・花いっぱい運動	・集落活動センター ・地域活性化 総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティ スクールの推進	・泰山公園子ども広場等 管理 ・集会所指定 管理 ・地区公民館 事業 ・広報発行	・各種委員会 ・審議会等 ・パブリックコメント	(許認可、賦課徴収、給付等) ・内部管理事務 (人事、庶務、経理等)

市民と市の協働には、それぞれの関わり度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が公共サービスの提供において協働する領域(狭義の協働)は、市民主導、協力、行政主導の3つの領域です。広義の協働では、行政が関わらない市民主体の部分と、市の政策策定、評価時における参画があります。

(2)サービス提供における取組形態

形態	内容	効果
補助 助成	市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助金や助成金を交付し、財政的な支援を行う形態です。	市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性、自立性が尊重されます。
後援	市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。
共催 実行委 員会	共催は、市民と市がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。 実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となって、事業を行う形態です。	事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
委託 指定管理	委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公共施設をより効果的に管理運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理運営を委ねる形態です。	市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。
事業協力	市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。	双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーと信頼関係が構築できます。
情報共有	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、情報の共有化を図る形態です。	行政情報や地域の課題、市民の考えなどを的確に把握することができます。

市民と市の協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。各事業の属する領域は、今後の社会情勢等によって変わる可能性があるため、市民主体、行政主体の領域に関しても、市民と市はお互いに関心を持ちながら社会情勢を注視する必要があります。

協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)

情報の公開・共有 それぞれの持つ情報を公開し共有すること

お互いが持つ情報を、相手に分かりやすく伝えることも必要です。



相互理解 年齢、性別、職業などによる、考え方の違い等を分かり合うこと

そのために話し合いの場をもつ、それぞれが自ら果たすべき役割を自覚することも大切です。



役割分担 情報の共有、相互理解にもとづいた相互補完を原則とすること

自主性を尊重したうえで、不得意な部分を補い合い、お互いの得意分野を活かし合える役割分担に努めます。

協働で事業に取り組む際、上下関係や依存関係では、協働の効果を十分に発揮することができません。

どちらか一方に押し付けたり、押し付け合ったりするのではなく、お互いの意見や特性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし合える関係を築くことが大切です。

4 現状と課題

本市における協働の取り組みを推進するために、協働をとりまく現状と課題について把握が必要です。香美市まちづくり委員会で、「協働の取り組みに関する課題と対策」、「香美市の協働事業」等についてグループワークを行った結果、以下の現状や課題が見えてきました。

(1)情報の発信と共有

・行政は、まちづくりに関する数多くの情報を持ち、様々な方法で提供していますが、市民にとって必要な情報が的確に伝わっていない場合があります。事業を始めるにあたって市民へ情報公開等が足りていないこともあります。

・市民活動に興味があっても、その情報を知らないという声があります。引き続き、広報などを活用した情報提供を積極的に行うとともに、新たな媒体や発信方法などの検討も必要です。また、行政からの情報発信だけでなく、市民と行政とが対等な立場で、双方向での情報共有を目指していかなければなりません。

(2)協働の仕組みや環境の整備

・市民が市政に参画する代表的なものとして、パブリックコメント制度、各種審議会への公募委員としての参加などがありますが、その情報を知らない、制度が分かりにくいという声があります。行政は情報発信の方法を工夫するとともに、参画しやすい仕組みづくりの検討が求められます。

・市民活動や地域活動などに意欲があっても、相互交流や情報交換できる環境が十分でない場合があります。市民が興味ある活動に参加しやすい環境や機会の提供が必要です。他者からの働きかけが参加へのきっかけとなることも多いため、人が人を呼ぶような活動内容や発信方法の工夫も望まれます。

(3)地域コミュニティ

・本市では、地縁的なコミュニティが、市民のまちづくりに参加する最も基

本的な場となっていますが、自治会の加入率が低下し、コミュニティ活動が難しくなっている地域が多くあります。自治会役員の成り手不足や行事の協力者不足も問題となっています。

・ 合併前の旧三町村や地域ごとに課題の違いや温度差があり、画一的な方法での解決は難しいと言えます。それぞれの地域に合った課題解決のために、地域住民が主体的にまちづくりに関わっていく、協働の取り組みを推進していく必要があります。

(4) 市民と市職員の意識

市民と市職員ともに、協働のまちづくりの理解と意識が不足している状況にあります。

市職員は地域の課題や市民ニーズの把握に努め、市民とともに解決していくとする姿勢が必要です。市民も行政の協力という姿勢だけでなく、地域課題の解決に向けて自ら取り組む意識が必要です。

5 基本方針と取り組み

本市の協働のまちづくりをめぐる現状と課題をふまえて、以下4点の基本方針とその取り組みを定めます。

基本方針1 情報の発信と共有の推進

協働の取り組みは、市民と行政が共に支え合うために、お互いの情報をできるだけ共有することから始まります。

多くの市民が行政やまちづくりに参画できるように、協働事業の開始時から積極的に情報発信するとともに、市民と市が情報を共有するよう努めます。また、市からの発信だけでなく、市民と市の相互間で情報共有ができることを目指します。

【取り組み】

- ①協働事業開始時の情報公開を積極的に行う。
 - ・各種審議会の委員公募を積極的に採用する。
 - ・各種議事録を公開する。
- ②事業の実施内容、事業実施後の評価の公表
 - ・広報やホームページなどを活用し、情報をわかりやすく発信する。
 - ・目標の設定と達成状況の評価を行い、それを公表する。
- ③様々な媒体を活用した情報の発信と共有
 - ・広報やホームページを充実させる。
 - ・新たな媒体、発信方法を検討する。
- ④市民活動に関する情報収集と発信の促進
 - ・市民活動の情報を積極的に収集する。
 - ・市民からの情報発信を可能にする仕組みやツールを検討する。

基本方針 2 協働の仕組みづくりと環境整備

市民が参画・協働しやすい仕組み、交流や相談ができる環境を整備することが「みんなで築くまちづくり」をすすめる上で重要です。

市民と行政が直接対話できたり、市民の意見を広く聴くことができたりする広聴機能の充実や、地域における各種団体や教育機関等との連携を図ります。

また、市民活動や市政を身近に感じてもらえるようなきっかけづくりに努め、それらの活動拠点として施設整備や機能の充実を行います。

【取り組み】

①広聴機能の充実

- ・市民懇談会やパブリックコメント、各種審議会の公募委員参加などによる広聴活動を充実させ、その情報発信の方法を工夫する。

②市民活動参加のきっかけづくり

- ・防犯、環境、子育て等市民が関心のある活動から市民参加を促し、将来的に幅広い市民活動や地域活動の参画、協働へつなげていく工夫をする。
- ・子育て世代や学生など、若い世代の市民活動の参加を促すためにも、夫婦、親子、友人など、誘い合って参加するイベントや活動を企画する。

③市民活動の拠点施設整備

- ・市民による自主的な公益的活動を促す小さな拠点づくりを進める。
- ・地域コミュニティ活動の拠点となる 地区公民館や集会所などの機能充実を図る。

④相互交流・情報交換、連携体制の整備

- ・ 地域における各種団体間（社会福祉協議会、市民活動団体、企業など）との連携を促進する。
- ・ 高知工科大学と連携し、地域の活性化につながる取り組みを検討し、学生の地域活動や市民活動などの参画を支援する。
- ・ 香美市協働推進本部を中心に、市役所庁内の横断的な連携を図る。

基本方針3 自治会活動の活性化

自治会は、住民にいちばん身近なコミュニティで、協働の大切なパートナーです。地域独自の課題や特色に合わせた、きめ細やかな対応をしていくために自治会の役割は重要です。公共的サービスの面でもさまざまな役割を担っており、それらの活動がスムーズに行えるよう、必要な支援を行います。併せて、地域内でより協力してさまざまな課題に取り組めるよう、自治会加入の促進を図ります。

【取り組み】

①自治会加入の促進

- ・転入者へ自治会の加入を促進する。
- ・自治会活動のPRや広報活動の強化を図る。

②自治会活動の支援

- ・地域活動の補助金、助成金を充実する。
- ・役員の負担軽減を検討する。
- ・支援制度の周知と普及を図る。

③自治会間の連携促進

- ・地区に共通する課題の協議や自治会活動の連携を促進する。
- ・活動の維持が難しい地域など、集落の枠を広げた地域活動、地域支援の方法を検討する。

自治会は、地域をより良くするためのさまざまな活動をしています。助けあいの精神で、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指しています。

基本方針4 協働意識の醸成

市民や市職員の協働の必要性に対する理解を深め、気づきや意識改革を促します。

市民については、広報活動や各課の関係する市民活動を通して、協働の理解を深めることから始め、協働のまちづくりの担い手として意識の向上を目指します。

市職員については、協働について考える機会を増やし、市役所庁内の横断的な連携や市民との協働に取り組めるように啓発します。

【取り組み】

①市民の意識啓発

- ・市民も社会の構成員として自覚と責任を持ち、協働のまちづくりの担い手として意識を高める。

香美市協働のまちづくり条例および協働推進計画の周知
参加しやすい市民活動の企画

②市職員の意識啓発

- ・市職員の協働のまちづくりに対する理解や認識を深める。

まちづくり委員会で意見交換
香美市の協働事業に関する情報共有
香美市協働推進本部会を通じて意識啓発

6 協働のまちづくりの推進に向けて

協働のまちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で相互に補完しながら共に行動することが大切です。

(1) 計画の周知

本計画に掲げている市民協働のまちづくりを推進していくために、市民や市職員をはじめ、市民活動団体や地域団体、事業者など多様な主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、取り組みの第一歩として必要です。

そこで、広報香美やホームページなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。様々な主体と市が直接対面できる機会を通して本計画の周知に努めます。

(2) 進捗管理

本計画の推進にあたっては、4つの基本方針に基づいて事業が実施されているか、次頁の取組評価シートで毎年度調査し、必要に応じて香美市協働推進本部会、香美市まちづくり委員会に報告や意見照会を行います。併せて、ホームページなどで市民に公表し、協働のまちづくりの推進を図っていきます。

取組評価シート

評価 A：できている B 概ねできている C:あまりできていない D：できていない

基本方針1 情報の発信と共有の推進		R5 年度	R6 年度	R7 年度
①事業開始時の情報公開	審議会等委員の公募			
	審議会等会議の公開			
②事業の実施内容、事業実施後の評価の公表	各種審議会等の議事録の公開			
	広報やホームページの充実			
③様々な媒体を活用した情報の発信と共有	新たな活用媒体、発信方法の導入			
	市民活動情報の積極的な収集			
④市民活動の情報発信と共有	双方向型コミュニケーションの仕組みづくり			
基本方針2 協働の仕組みづくりと環境整備		R5 年度	R6 年度	R7 年度
①広聴機能の充実	市民懇談会の開催			
	パブリックコメントの募集			
②市民活動参加のきっかけづくり	交流する機会の創出			
	参加しやすい内容の工夫			
③市民活動の拠点施設整備	集落活動センター事業の推進			
	活動場所の整備及び提供			
④相互交流・情報交換、連携体制の整備	地域の多様な主体との連携			
	香美市学生地域活動支援事業の積極的活用			
	市役所庁内の横断的連携			
基本方針3 自治会活動の活性化		R5 年度	R6 年度	R7 年度
①自治会加入の促進	転入者への加入促進			
	広報活動の強化			
②自治会活動の支援	補助金 助成金の充実			
	役割の負担軽減			
	支援制度の周知と普及			
③自治会間の連携促進	自治会間の連携促進			
	自治会間の統合や連合組織の結成			
基本方針4 協働意識の醸成		R5 年度	R6 年度	R7 年度
①市民の意識啓発	協働推進計画の周知			
	市民活動等への参画の推進			
②市職員の意識啓発	まちづくり委員会への参加			
	香美市の協働事業に関する情報共有			
	香美市協働推進本部会を通じた啓発			

(3)本市の推進体制

協働のまちづくりを推進するために、市長を本部長とした「香美市協働推進本部」を中心に庁内の連携を図り、総合調整を行いながら取り組んでいきます。

